

第 183 回通常国会内閣提出法律案

(ポケット六法収録法令)

◆内閣法等の一部を改正する法律案

内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため、①内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、②内閣情報通信政策監を IT 戦略本部の本部員に加え、本部がその事務の一部を内閣情報通信政策監に行わせることができること（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正；ポケット六法非収録）等を規定する。

◆道路交通法の一部を改正する法律案

最近の交通情勢から、①免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するため、免許を受けようとする者等に対し、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができることとし、医師が、その診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができること等とするほか、②無免許運転等に対する罰則の引上げ、無免許運転幫助行為に対する罰則規定の整備、③自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を行う等の規定の整備を行う。

◆刑法等の一部を改正する法律案

近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっており、犯罪者が再び犯罪を犯すことを防ぐ必要から、①前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等に対する刑の一部の執行を猶予する制度の創設及び刑の一部の執行猶予期間中の保護観察規定の創設、②更生保護法（ポケット六法非収録）における特別遵守事項（第 51 条）の類型に地域社会の利益の増進に寄与する社会貢献活動を加えるほか、規制薬物等に対する依存がある者に関する保護観察の特則を定める。

◆犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

刑事被告事件の手続への被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対し、国が被害者参加旅費等を支給する制度を創設するとともに、その事務を日本司法支援センターへ委任するほか、被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件を緩和する。